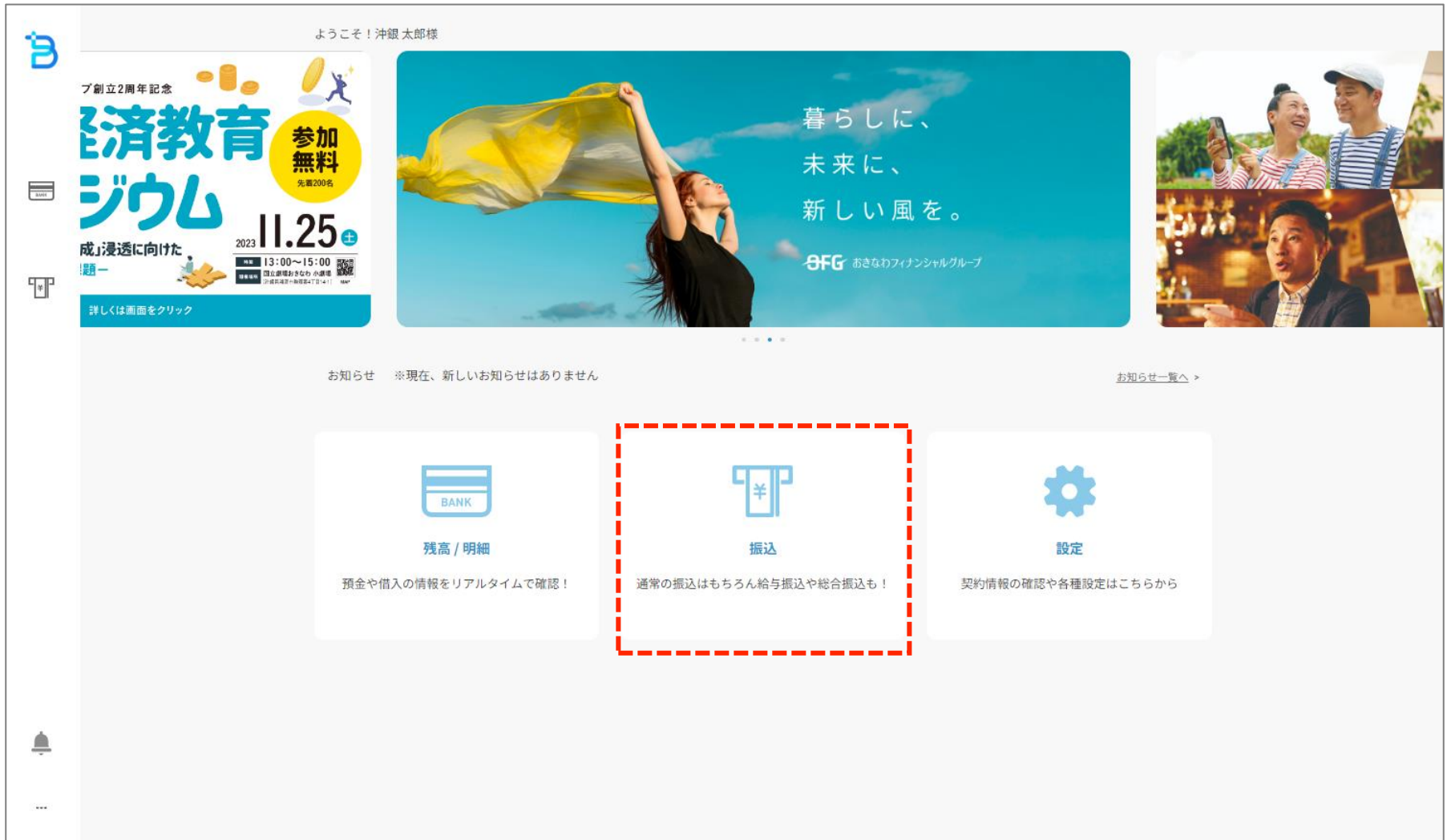


事業者向けバンキングサービス 「ビズバン」給与振込手続きマニュアル

Ver.1.01

1.給与振込手続き

ホーム画面より振込に遷移



1. 給与振込手続き

都度振込

総合振込

給与振込

給与振込とは

- ・ 職員への給与または賞与の振込を行う機能です。
- ・ 手数料は、都度振込・総合振込より安く設定されています。
- ・ 振込指定日の前日までの操作・承認と受付が必要です。
(受付は16時までとし、以降は翌日の取り扱いになります)
- ・ 振込内容の修正が必要な場合や、振込先口座に制限がある場合は受付不可となる場合があります。

給与振込タブを
選択

手数料一覧 ▶

給与振込を開始する前に

■ 企業内の協定締結

- ・ 給与等の銀行振込を行うには、企業と労働組合または代表社員の間で、協定を締結する必要があります。
- ・ 締結がお済みでない場合は、任意の書式または書式をダウンロードの上、締結をお願いいたします。
なお、締結後に協定書の写し等を提出する必要はございません。

企業と労働組合または
代表社員との間で
銀行振込に関する協定が
結ばれていない場合
書式をダウンロードし協定を締結
※提出不要

書式ダウンロード ▶

■ 銀行との協定締結

- ・ 次に、銀行の間で「給与振込に関する協定書」を締結し、「給与資金等口座振替依頼書」に同意する必要があります。
以下のボタンより契約手続きをお願いいたします。

給与振込に関する協定の締結へ ▶

銀行との給与振込
に関する協定への
締結へ

給与等の銀行振込に関する協定書

年 月 日

甲（会社）

乙（組合または従業員代表）

（以下甲という。）と （以下乙という。）

とは給与（賞与も含む、以下同じ）の銀行振込額に限り、つぎのとおり協定する。
この協定成立の証として、協定書2通を作成し、各々その1通を保有する。

第1条 甲は乙の組合員（または従業員）の希望により、毎月定額給与ならびに臨時に支払う給与の全部または一部を、それぞれの支払日に銀行振込の方法により支払うこととする。

第2条 甲は乙の組合員の提出する「振込依頼書」にもとづき、その指定した銀行の振込口座へ給与を振込むものとする。

第3条 給与の銀行振込は、ならびに振込金額の決定は組合員の自由意志によるものとする。

第4条 本協定は、年 月 日支払いの給与から実施する。

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1ヵ年とする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、甲・乙のいずれかから何卒の意思表示がない場合には、さらに1ヵ年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

以上

※職員との協定書は提出不要

2-109 (2019.02) Pに別紙添付 A4

1. 給与振込手続き

都度振込

総合振込

給与振込

給与振込に関する協定書

株式会社沖縄銀行（以下、甲という）と株式会社沖縄銀行（以下、乙という）は、甲の給与受給者（以下、受給者という）に対する給与振込事務の取扱いに関し、次のとおり協定する。

なお、本協定の内容は、乙が提供するBizバンを通じて行われる給与振込に限定する。

第1条（委託事務及び取扱店と預金科目）
甲は受給者に対する給与（賞与を含む、以下同様）支給にあたっては、乙に振込事務を委託して行う。
乙の受託する取扱店の範囲は、乙の本支店ならびに乙が給与振込の協定を締結している銀行の一定地区内の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金（総合口座含む）および当座勘定とする。

第2条（指定口座の確認）
甲は乙に給与振込を依頼するにあたり、事前に受給者に振込指定口座を確認し、操作を行う。

第3条（振込依頼）
甲は第1条の事務取扱を乙に委託するにあたり、振込指定日の前日までに給与振込予約の操作を完了させる。

第4条（入金手続）
乙は甲の操作にもとづき入金手続を行い、受取人名は入金手続に関する照会等に使用する。

第5条（資金決済）
乙は給与振込予約の操作完了時に、甲が指定する口座から振込資金の引落しを行う。

第6条（入金通知）
乙は受給者に対し、給与振込の通知は行わない。

第7条（取扱手数料）
甲が乙に支払う給与振込の取扱手数料は、乙所定の手数料とする。

第8条（振込不能分の取扱い）
振込口座なし、またはその他の理由により振込不能となった場合、乙は当該振込資金を甲の預金口座へ返却する。

第9条（免責）
委託事務の取扱いにおいて、乙の責による以外の事由により甲に損害が生じた場合、乙はその賠償の責は負わない。

第10条（協議）

2023年11月16日
株式会社沖縄銀行
沖縄銀行

☐ 企業と労働組合または代表社員の間で、給与等の銀行振込に関する協定を締結している。

上記内容で協定を締結する

給与振込に関する協定書
内容を確認

内容を確認の上
チェック

チェックまで終了たら
協定を締結する
ボタンを押下

手続き完了